

4月1日(水)から
公共下水道供用開始区域を拡大します

問 下水道課 ☎(55)7124

▼供用開始区域／

〔佐屋地区〕

佐屋町宅地、道東および道西の各一部
内佐屋町河原の一部、北一色町東田面
の一部、落合町下通、上河原、中河原
および中通の各一部

〔佐織地区〕

小津町浦田面、観音堂および古堤の各
一部、諏訪町郷浦および郷西の各一部、
根高町郷前および本郷の各一部

▼供用開始後の注意事項／供用開始後
は、「排水設備」の設置が義務付けられ
ます。

くみ取り便所を使用されている方
は、供用開始日から3年以内に水洗便
所に改造が必要。すでに水洗便所を使
用されている方は速やかに接続をお願
いします。

〔受益者申告書の提出はお早め〕

供用開始区域内に土地をお持ちの方
へ送付した受益者申告書の提出をお願
いします。受益者と対象となる土地の
把握に正確を期するため必ず申告して
ください。

▼提出期限／4月30日(木)

〔宅内排水設備工事のお願い〕

公共下水道および農業集落排水の供
用開始された区域で、まだ接続工事が
お済みでない方は、1日も早い切り替
えをお願いします。

愛西市公共施設等個別施設計画を
公表します

問 財政課 ☎(55)7132

▼個別施設計画とは／平成29年1月に

策定した「愛西市公共施設等総合管理
計画」の方針を基に、各施設の実状、
課題などを踏まえながら、個別施設ご
とに方向性、施設の状態、対策内容お
よび実施時期などをまとめたものです。
▼公表時期／4月1日(水)から市ホ
ムページで公表(財政課で閲覧可)

緑の募金にご協力をお願いします

問 産業振興課 ☎(55)7128

皆さんからお寄せいただいた募金は、公
共施設の緑化や学校の花育活動などの緑化
事業のために活用させていただきます。

▼期間／4月1日(水)～5月31日(日)

の2か月間

▼募金箱設置場所／市役所・各支所・
文化会館・佐織公民館・消防署など

固定資産評価(土地)現地調査に
ご協力をお願いします

問 税務課 ☎(55)7122

現地調査は、土地に接する道路の幅
員や状態などを把握し、適正な評価を
行うためのものです。

調査は市が委託した業者が行い、写
真撮影を行います。調査員は市が発行
した顔写真付きの「調査員証」を必ず携
帯しています。

▼調査期間／4月1日(水)～令和3年
3月31日(水)



自治基本条例とまちづくり⑫

次代を担う若い世代にまちづくりへの関心をもってもらおうと、自治基本
条例の出前授業を行っています。今回は、授業の様子と参加した生徒の
皆さんの感想をご紹介します。



自治基本条例の策定に携わった市民の方が講師になり、市内の中学2年生を対象に自治基本条例の出前授業を行いました。授業では、講師が描いた大きな絵を使って自治の基本的な考え方、自治の基本原則を説明し、写真パネルで地域活動の取り組みを紹介しました。

〈授業の感想〉

- ・「自分たちの地域をつくるのは自分たち」という自覚が芽生えました。
- ・出前授業で学んだことをむだにせず、これからの社会で積極的に前に出ていけるような存在になりたい。
- ・私達でも取り組むことのできる活動に参加してみて、地域のためになることをしてみたい。
- ・ぼくたちがこのまちを活気あふれるまちにします。ぼくたちが愛西市をよりよいまちにできるように頑張ります。
- ・自分が動いても変わらないと思うのではなく、自分が動くといふことができるのかを考えて、みんなが協力できる愛西市になるといいなと思っています。



問 市民協働課 ☎(55)7113